

令和 6 年 8 月 1 3 日
電力・ガス取引監視等委員会

小売電気事業の登録の取消しに関する 意見聴取について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見聴取があった小売電気事業の登録の取消しについて、登録を取り消すことに異存はない旨の意見を回答しましたので、お知らせします。

1. 概要

小売電気事業の登録の取消しに当たって、経済産業大臣は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、あらかじめ、当委員会に対して意見聴取を行うこととされています。

今回、添付資料の別添に記載の小売電気事業者（1者）について、経済産業大臣から当委員会に対して、小売電気事業の登録の取消しに関する意見聴取があったところ、電気事業法第2条の9第1項第1号に規定された「この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき」に該当するため、登録を取り消すことに異存はない旨の意見を経済産業大臣に回答しました。

なお、当該小売電気事業者から小売供給を受けている需要家は存在しないことを、当委員会で確認しています。

2. 添付資料

[小売電気事業の登録の取消しについて（回答）](#)

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 下津
担当者：山下、古田
電話：03-3501-1552（直通）